

冊子1

平成31年3月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

3月定例会（1）

開催日時 平成31年3月25日（月） 15時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 議 題

○第37号議案

長崎県立学校管理規則の一部改正について

（県立学校改革推進室・高校教育課）

○第38号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

（教職員課）

○第39号議案

県立青少年教育施設条例施行規則の一部改正について

（生涯学習課）

5 報 告

（1）平成31年2月定例県議会の概要について

（各課共通）

（2）第三期長崎県高校改革推進会議第5回会議について

（県立学校改革推進室）

（3）県内市町立幼稚園・小中学校の設置廃止等について

（教育環境整備課）

（4）平成31年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について

（高校教育課）

（5）e-ポートフォリオの実証研究校の指定について

（高校教育課）

（6）平成32年度長崎県公立学校教員採用選考試験について

（高校教育課・義務教育課）

（7）特別支援学校キャリア検定の実施について

（特別支援教育課）

（8）第35期第2回長崎県社会教育委員の会議結果について

（生涯学習課）

（9）平成30年度第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について

（長崎図書館）

長崎県立学校管理規則の一部改正について

(提案理由)

舎監に関する規定の見直し及び学科廃止に伴い、長崎県立学校管理規則(昭和51年長崎県教育委員会規則第3号)の一部を改正しようとするものである。

(改正要旨)

- 1 県立学校における舎監業務について、一部の教職員に負担が偏ることを防ぐことにより業務負担の平準化を図るため、所要の改正を行う。(第36条)
- 2 「平成28年度及び平成29年度県立高等学校・中学校生徒募集定員」で募集停止とした県立佐世保工業高等学校全日制課程「材料技術科」及び同校定時制課程夜間部「機械科、建築科」の生徒が、平成31年3月で卒業したことに伴い、学科廃止のための所要の改正を行う。(別表第1関係)

(内 容)

別紙規則案のとおり

施行日：平成31年4月1日

(最終改正年月日 平成30年12月28日)

別紙（規則案）

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(舎監等)</p> <p>第36条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 寄宿舍を設ける<u>学校</u>に、副舎監を置くことができる。</p> <p>5 副舎監は、当該学校の<u>助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）又は実習助手（特別支援学校を除く。）</u>のうちから、校長の意見を聞いて教育委員会が命ずる。</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 宿直指導員は、当該学校の<u>指導教諭、教諭、助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）又は実習助手</u>のうちから、校長の意見を聞いて教育委員会が命ずる。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>(舎監等)</p> <p>第36条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 寄宿舍を設ける<u>高等学校</u>に、副舎監を置くことができる。</p> <p>5 副舎監は、当該学校の<u>実習助手及び講師（常時勤務の者に限る。）</u>のうちから、校長の意見を聞いて教育委員会が命ずる。</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 宿直指導員は、当該学校の<u>指導教諭、教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）</u>のうちから、校長の意見を聞いて教育委員会が命ずる。</p> <p>9及び10 略</p>

別表第1（第2条関係）

（ア）高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立佐世保工業高等学校		佐世保市	全日制	機械科 電気科 建築科 土木科 電子工学科 電子機械科
			定時制 (夜)	工業技術科
略				

別表第1（第2条関係）

（ア）高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立佐世保工業高等学校		佐世保市	全日制	機械科 電気科 建築科 土木科 電子工学科 電子機械科 材料技術科
			定時制 (夜)	機械科 建築科 工業技術科
略				

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

(提案理由)

教育職員免許法施行規則について、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大括り化を行うとともに、今般の学校現場をめぐる状況の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ、教職課程において学生が修得すべき内容等が改められることに伴い、教育職員免許状に関する規則の一部を改正しようとするものである。

(内 容)

別紙のとおり

1. 教育職員免許法上の科目区分及び教育職員免許法施行規則上の科目区分が大括り化されたことに伴い、所要の改正を行うこと。(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の2、別表第4～11関係)
2. 教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受けるために必要な履修事項が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこと。(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の2、別表1～11関係)

施行日 平成31年4月1日
(最終改正年月日 平成29年3月31日)

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

国の教育職員免許法施行規則（H29.11 改正、H31.4.1 施行）が、

- ① 大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大括り化により改正されたこと
- ② 今般の学校現場をめぐる状況の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ、教職課程において学生が修得すべき内容等が改正されたこと

に伴い、県の教育職員免許状に関する規則の一部を改正するものである。（H31.4.1 施行）

2 主な改正内容

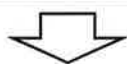
国の教育職員免許法施行規則及び県の教育職員免許状に関する規則で、免許状の授与にあたり取得が必要な科目が定められているが、今回科目の大括り化（8科目→5科目）に伴い下記のとおり改正する。

また、科目の中には履修すべき事項が定められているが、修得すべき内容等の改正（履修事項に外国語やキャリア教育の追加）に伴い、下記のとおり改正する。

【例】教諭の普通免許状

○教育職員免許法施行規則

現 行	改 正 後
1 教科に関する科目	1 教科及び教科の指導法に関する科目 <u>（履修事項に外国語を追加）</u>
2 教職の意義等に関する科目	2 教育の基礎的理解に関する科目
3 教育の基礎理論に関する科目	3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び
4 教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談等に関する科目
5 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<u>（履修事項にキャリア教育に関する事項を追加）</u>
6 教育実習	4 教育実践に関する科目
7 教職実践演習	
8 教科又は教職に関する科目	5 大学が独自に設定する科目



○長崎県教育委員会規則

現 行	改 正 後
1 教科に関する科目	1 教科に関する専門的事項に関する科目 <u>（履修事項に外国語を追加）</u>
2 教職に関する科目	2 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 <u>（履修事項にキャリア教育に関する事項を追加）</u>
3 教科又は教職に関する科目	3 大学が独自に設定する科目

(規則案)

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前																																																					
<p>(免許法別表第3関係)</p> <p>第3条 免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の各号の表の教科に関する<u>専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目</u>（以下「<u>教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>」という。）（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては領域に関する専門的事項に関する科目及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）及び大学が独自に設定する科目の単位を含めて最低修得単位数欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>(1) 免許法施行規則第11条、第13条及び第14条の規定による場合</p> <p>ア 小学校教諭の免許状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>在職年数</th> <th>教科に関する専門的事項に関する科目</th> <th>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</th> <th>大学が独自に設定する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 中学校教諭の免許状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状</th> <th>在職年数</th> <th>教科に関する専門的事項</th> <th>各教科の指導法に関する科目</th> <th>大学が独自に設定する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>						受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	略						受けようとする免許状	在職年数	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	略						<p>(免許法別表第3関係)</p> <p>第3条 免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の各号の表の教科に関する科目、<u>教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目</u>の単位を含めて最低修得単位数欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>(1) 免許法施行規則第11条、第13条及び第14条の規定による場合</p> <p>ア 小学校教諭の免許状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状の種類</th> <th>在職年数</th> <th>教科に関する科目</th> <th>教職に関する科目</th> <th>教科又は教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 中学校教諭の免許状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けようとする免許状</th> <th>在職年数</th> <th>教科に関する科目</th> <th>教職に関する科目</th> <th>教科又は教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>						受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	略						受けようとする免許状	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	略					
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数																																																						
略																																																											
受けようとする免許状	在職年数	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数																																																						
略																																																											
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数																																																						
略																																																											
受けようとする免許状	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数																																																						
略																																																											

の種類		項に関する	目又は教諭の		
		科目	教育の基礎的 理解に関する 科目等		
略					

ウ 高等学校教諭の免許状

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
		科目			
略					

エ 幼稚園教諭の免許状

受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
		科目			
略					

(2) 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号の規定による場合

ア 小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の免許状

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
		科目			

免許状の種類				科目	
略					

ウ 高等学校教諭の免許状

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する	最低修得単位数
				科目	
略					

エ 幼稚園教諭の免許状

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する	最低修得単位数
				科目	
略					

(2) 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号の規定による場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する	最低修得単位数
				科目	

略

イ 幼稚園教諭の免許状

受けようとする免許状の種類		在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
幼稚園教諭	1種免許状					
		4	2	10	4	20
		5	1	8	3	15
		6以上	1	7	2	10

(3) 29年改正法附則第8項（免許法施行規則附則第14項）の規定による場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

(4) 免許法施行規則附則第38項及び第39項の規定による場合

受けようとする免許	基礎資格	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

略						
幼稚園教諭	1種免許状	3	2	12	6	25
		4	2	10	4	20
		5	1	8	3	15
		6以上	1	7	2	10

(3) 29年改正法附則第8項（免許法施行規則附則第14項）の規定による場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数

(4) 免許法施行規則附則第38項及び第39項の規定による場合

受けようとする免許	基礎資格	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数

状の種類		科目	教育の基礎的		
			理解に関する		
略					

2 前項各号の表に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては領域に関する専門的事項に関する科目及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等)の単位の修得方法は、別表第1から別表第8までのとおりとし、大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に規定する修得方法の例によるものとする。

3 略

(免許法別表第4関係)

第4条 29年改正法附則第15項の規定により中学校教諭の1種免許状若しくは2種免許状を受けようとする者又は同法附則第16項の規定により高等学校教諭の1種免許状を受けようとする者の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ別表第2又は別表第3に定める修得方法の例によるものとする。

(免許法別表第5関係)

第5条 免許法別表第5の規定により中学校教諭の1種免許状若しくは2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u>		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		最低修得単位数
				内容	単位数	
		内容	単位数			

状の種類						
略						

2 前項各号の表に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法は、別表第1から別表第8までのとおりとし、教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第6条の2第2項に規定する修得方法の例によるものとする。

3 略

(免許法別表第4関係)

第4条 29年改正法附則第15項の規定により中学校教諭の1種免許状若しくは2種免許状を受けようとする者又は同法附則第16項の規定により高等学校教諭の1種免許状を受けようとする者の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ別表第2又は別表第3に定める修得方法の例によるものとする。

(免許法別表第5関係)

第5条 免許法別表第5の規定により中学校教諭の1種免許状若しくは2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目		教職に関する科目		最低修得単位数
				内容	単位数	
		内容	単位数			

略
備考 略

2及び3 略

(免許法別表第6関係)

第6条 免許法別表第6の規定により、養護教諭の1種免許状又は2種免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 免許法施行規則第17条(免許法別表第3備考第7号)の規定による場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	養護に関する科目	養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
略					
備考					
1 最低修得単位数欄に掲げる単位は、養護に関する科目、 <u>養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目</u> の単位を含めて修得するものとする。					
2 この表各項の養護に関する科目及び <u>養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u> の単位の修得方法は、それぞれ別表第9又は別表第10のとおりとし、 <u>大学が独自に設定する科目</u> の単位の修得方法は、免許法施行規則第9条備考第6号に規定する修得方法の例によるものとする。					

(2) 略

(免許法別表第6の2関係)

第7条 免許法別表第6の2の規定により栄養教諭の1種免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
略					
備考					
1 最低修得単位数欄に掲げる単位は、 <u>栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u> の単位を含めて修得するものとする。					
2 この表各項の栄養に係る教育に関する科目及び <u>栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u> の単位の修得方法は、それぞれ別表第9又は別表第10のとおりとし、 <u>大学が独自に設定する科目</u> の単位の修得方法は、免許法施行規則第9条備考第6号に規定する修得方法の例によるものとする。					

略
備考 略

2及び3 略

(免許法別表第6関係)

第6条 免許法別表第6の規定により、養護教諭の1種免許状又は2種免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 免許法施行規則第17条(免許法別表第3備考第7号)の規定による場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数
略					
備考					
1 最低修得単位数欄に掲げる単位は、養護に関する科目、 <u>教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目</u> の単位を含めて修得するものとする。					
2 この表各項の養護に関する科目及び <u>教職に関する科目</u> の単位の修得方法は、それぞれ別表第9又は別表第10のとおりとし、 <u>養護又は教職に関する科目</u> の単位の修得方法は、免許法施行規則第10条の2第2項に規定する修得方法の例によるものとする。					

(2) 略

(免許法別表第6の2関係)

第7条 免許法別表第6の2の規定により栄養教諭の1種免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
略					
備考					
1 最低修得単位数欄に掲げる単位は、 <u>教職に関する科目</u> の単位を含めて修得するものとする。					
2 この表各項の栄養に係る教育に関する科目及び <u>教職に関する科目</u> の単位の修得方法は、それぞれ別表第9又は別表第10のとおりとし、 <u>大学が独自に設定する科目</u> の単位の修得方法は、免許法施行規則第9条備考第6号に規定する修得方法の例によるものとする。					

略

(免許法別表第8関係)

第8条の2 免許法別表第8の規定により、1種免許状又は2種免許状を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号及び第18条の5の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の各号の表に定めるところによる。

(1) 幼稚園教諭2種免許状の場合

最低在職年数に加える在職年数	保育内容の指導法に関する科目	最低修得単位数
1	3	3

(2) 小学校教諭2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が幼稚園教諭普通免許状)の場合

最低在職年数に加える在職年数	各教科の指導に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目			最低修得単位数
		道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
1	7	1	2	10	
2	5	1	1	7	

(3) 小学校教諭2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が中学校教諭普通免許状)の場合

最低在職年	各教科	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、	最低修得
-------	-----	--------------------------	------

略	る科目
---	-----

(免許法別表第8関係)

第8条の2 免許法別表第8の規定により、1種免許状又は2種免許状を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の各号の表に定めるところによる。

(1) 幼稚園教諭2種免許状の場合

最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目	
	保育内容の指導法	
1	3	3

(2) 小学校教諭2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が幼稚園教諭普通免許状)の場合

最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目			最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
	各教科の指導法	道徳の指導法		
1	7	1	2	10
2	5	1	1	7

(3) 小学校教諭2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が中学校教諭普通免許状)の場合

最低在職年	教職に関する科目	最低修得単位数
-------	----------	---------

在職年数に加える在職年数	科の指導法に関する科目	教育相談等に関する科目		単位数
		生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
1	7	2		9
2	5	1		6

(4) 中学校2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が小学校普通免許状)の場合

最低在職年数に加える在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		最低修得単位数
			生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
1	7	2	2		11
2	5	1	2		8
3	5	1	1		7

(5) 中学校教諭2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が高等学校普通免許状)の場合

最低在職年数に加える在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目			大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
		道徳の理論	生徒指導	教育相談(カウンセリング)		

数に加える在職年数	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	数
	各教科の指導法		
1	7	2	9
2	5	1	6

(4) 中学校2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が小学校普通免許状)の場合

最低在職年数に加える在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目		最低修得単位数
		教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
1	7	2	2	11
2	5	1	2	8
3	5	1	1	7

(5) 中学校教諭2種免許状(有することを必要とする学校の免許状が高等学校普通免許状)の場合

最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談	進路指導		
	各教科の指導	道徳の指導	及び進路		

える 在職 年数	関す る科 目	論及び指 導法	の理論及 び方法	ウンセリ ン グに 関 する 基 礎 的 な 知 識 を 含 む。 の 理 論 及 び 方 法	及びキャ リア教育 の理論及 び方法		
1	1	1		1		3	6
2	1	1		1		2	5

(6) 高等学校1種免許状(有することを必要とする学校の免許状が中学校普通免許状(2種免許状を除く。))の場合

最低 在職 年数 に 加 え る 在 職 年 数	各教 科の 指 導 法に 関 す る 科 目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目			大学が 独自に 設定す る科目	最低修得 単位数
	指 導 法に 関 す る 科 目	生徒指導 の理論及 び方法	教育相談(カウンセ リングに関する基礎 的な知識を含む。)の 理論及び方法	進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法		
1	1		2		6	9
2	1		1		4	6

2 前項各号の表における教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目(幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては保育内容の指導法に関する科目)の修得方法については免許法施行規則第18条の2の表備考第1号から第3号までに規定する修得方法の例による。

3 第1項及び免許法施行規則第18条の4の規定により小学校2種免許状の授与を受けようとする場合、各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法については、次の各号に定めるところによる。

(1) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について次のとおり修得するものとする。

ア及びイ 略

	法	法	指導等に 関する科 目		
1	1	1	1	3	6
2	1	1	1	2	5

(6) 高等学校1種免許状(有することを必要とする学校の免許状が中学校普通免許状(2種免許状を除く。))の場合

最低在職年 数に加える 在職年数	教職に関する科目		教科又は 教職に関 する科目	最低修得単 位数
	教育課程及び指導法 に関する科目	生徒指導、教育 相談及び進路指 導等に関する科 目		
1	1	2	6	9
2	1	1	4	6

2 前項各号の表における教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の修得方法については免許法施行規則第18条の2の表備考第1号から第3号までに規定する修得方法の例による。

3 第1項及び免許法施行規則第18条の4の規定により小学校2種免許状の授与を受けようとする場合、各教科の指導法の単位の修得方法については、次の各号に定めるところによる。

(1) 各教科の指導法の最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について次のとおり修得するものとする。

ア及びイ 略

(2) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法について次のとおり修得するものとする。

ア及びイ 略

別表第1 (第3条関係)

小学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法

最低修得単位数	単位の修得方法
1以上	国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)</u> の教科に関する <u>専門的事項を含む科目</u> のうち1以上の科目について1単位以上

別表第2 (第3条、第4条関係)

中学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法

免許教科	教科に関する 専門的事項に関する科目	最低修得単位数	
		9以下	10以上
略		3以上の教科に	全ての教科
社会	日本史・外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	に関する <u>専門的事項に関する科目</u> についてそれぞれ1単位以上	に関する <u>専門的事項に関する科目</u> についてそれぞれ1単位以上
略			
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		

(2) 各教科の指導法の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法について次のとおり修得するものとする。

ア及びイ 略

別表第1 (第3条関係)

小学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する科目の単位の修得方法

最低修得単位数	単位の修得方法
1以上	国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭及び体育</u> の教科に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上

別表第2 (第3条、第4条関係)

中学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する科目の単位の修得方法

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	
		9以下	10以上
略		3以上の教科に	全ての教科に
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	に関する科目についてそれぞれ1単位以上	に関する科目についてそれぞれ1単位以上
略			
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		

	指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・ 音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音 楽を含む。）	
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝 統美術及びアジアの美術を含む。）	
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理 学、体育社会学、体育史」・運動学（運 動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安 全及び救急処置を含む。）	
保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安 全及び救急処置を含む。）	
略		
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解	
略		
備考		

	指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及 び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の 音楽を含む。）	
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジアの美術を含む。）	
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理 学、体育社会学、体育史」及び運動学（運 動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安 全及び救急処置を含む。）	
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安 全及び救急処置を含む。）	
略		
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	
略		
備考		

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
- 3 教科に関する専門的事項に関する科目のうち、「 」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。なお、「農業、工業、商業、水産」については、商船をもって水産と替えることができる。

別表第3（第3条、第4条関係）

高等学校教諭の1種免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法

免許教科	教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u>	最低修得単位数	
		9以下	10以上
略		3以上の教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u>	全ての教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u>
地理	日本史	についてそれぞれ1単位以上	に関する <u>専門的事項に関する科目</u> についてそれぞれ1単位以上
歴史	外国史		
	人文地理学・自然地理学		
	地誌		
略			
音楽	ソルフエージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・ 音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）		

- 1 教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
- 3 教科に関する科目のうち、「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。なお、「農業、工業、商業、水産」については、商船をもって水産と替えることができる。

別表第3（第3条、第4条関係）

高等学校教諭の1種免許状に係る教科に関する科目の単位の修得方法

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	
		9以下	10以上
略		3以上の教科に関する科目	全ての教科に関する科目
地理	日本史	についてそれぞれ1単位以上	に関する科目についてそれぞれ1単位以上
歴史	外国史		
	人文地理学及び自然地理学		
	地誌		
略			
音楽	ソルフエージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び 音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）		

	彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法・製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
略	
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
略	
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学 食物学（栄養学及び食品学を含む。） 住居学（製図を含む。）

	彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
略	
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
略	
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学 食物学（栄養学及び食品学を含む。） 住居学（製図を含む。）

	保育学（家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理		
情報	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術 情報と職業	それぞれの教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上	
略			
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解		
略			
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解	3以上の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上	全ての教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上
略			
備考 略			

別表第4（第3条関係）

幼稚園教諭の1種免許状又は2種免許状に係る領域及び保育内容の指導法に関する科目の単位の修得方法

最低修得単位数	単位の修得方法
---------	---------

	保育学（家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理		
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現及び技術 情報と職業	それぞれの教科に関する科目について1単位以上	
略			
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解		
略			
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	3以上の教科に関する科目についてそれぞれ1単位以上	全ての教科に関する科目についてそれぞれ1単位以上
略			
備考 略			

別表第4（第3条関係）

幼稚園教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する科目の単位の修得方法

最低修得単位数	単位の修得方法
---------	---------

1 以上	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について1単位以上
------	--

1 以上	小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち1以上の科目について1単位以上
------	---

別表第5から別表第11までを次のように改める。

別表第5（第3条関係）

小学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

第1欄	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第2欄	第3欄	第4欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
9以下	2	5	
10以上14以下	3	7（第3欄の科目4単位以上並びに第4欄の科目1単位以上を含む。）	
15以上19以下	4	11（第3欄の科目7単位以上並びに第4欄の科目2単位以上を含む。）	
20以上	6	14（第3欄の科目10単位以上並びに第4欄の科目2単位以上を含む。）	
備考			
<p>1 この表の第2欄から第4欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第3条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。</p> <p>2 この表の第3欄に掲げる各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が10以上14以下の場合にあっては2以上の各教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の指導法（以下「音楽等の指導法」という。）のうち1以上を含む。）を、15以上19以下の場合にあっては4以上の各教科の指導法に関する科目（音楽等の指導法に関する科目のうち1以上を含む）を、20以上の場合にあっては6以上の各教科の指導法に関する科目（音楽等の指導法に関する科目のうち2以上を含む）を含めた事項について修得するものとする。</p> <p>3 この表の第4欄に掲げる道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が10以上の場合にあっては道徳の理論及び指導法を含めた事項について修得するものとする。</p>			

別表第6（第3条、第5条関係）

中学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

第1欄	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第2欄	第3欄	第4欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
7以下	2	3	
8以上12以下	3	5	(第3欄の科目2単位以上並びに第4欄の科目1単位以上を含む。)
13以上17以下	4	8	(第3欄の科目4単位以上並びに第4欄の科目2単位以上を含む。)
18以上	6	10	(第3欄の科目4単位以上並びに第4欄の科目2単位以上を含む。)
備考			
1 この表の第2欄から第4欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。			
2 この表の第4欄に掲げる道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の習得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が8単位以上の場合にあっては道徳の理論及び指導法を含めた事項について修得するものとする。			

別表第7（第3条、第5条関係）

高等学校教諭の1種免許状に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

第1欄	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第2欄	第3欄	第4欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
5以下	2	2	
6以上8以下	2	4	(第3欄の科目2単位以上並びに第4欄の科目1単位以上を含む。)
9以上11以下	3	6	(第3欄の科目3単位以上並びに第4欄の科目2単位以上を含む。)
12以上	4	8	(第3欄の科目4単位以上並びに第4欄の科目2単位以上を含む。)

備考

1 この表の第2欄から第4欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

別表第8（第3条関係）

幼稚園教諭の1種免許状又は2種免許状に係る保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

第1欄	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第2欄	第3欄	第4欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
9以下	2	5	
10以上14以下	3	7	
15以上19以下	4	11	
20以上	6	14	
備考			
1 この表の第2欄から第4欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。			

別表第9（第6条関係）

養護教諭の1種免許状又は2種免許状に係る養護に関する科目の単位の修得方法

第1欄	養護に関する科目								
	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄	第9欄	第10欄
最低修得単位数	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	栄養学（食品学を含む。）	解剖学・生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学（救急処置を含む。）
5以下	4科目以上について各1単位以上								
6以上9	5科目以上について各1単位以上								

以下									
10以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別表第10（第6条関係）

養護教諭の1種免許状又は2種免許状に係る養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

第1欄	養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目	
	第2欄	第3欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
4以下	1	1
5以上6以下	2	2
7以上	3	3

別表第11（第7条関係）

栄養教諭の1種免許状又は2種免許状に係る栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法

第1欄	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	
	第2欄	第3欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
4以下	1	1
5以上6以下	2	2

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

県立青少年教育施設条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例の制定に伴い、県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正するものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり

施行日：平成31年4月1日

(最終改正年月日 平成17年7月29日)

別紙（規則案）

県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

県立青少年教育施設条例施行規則（平成17年長崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号）第4条、長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号）第4条及び長崎県立青年の家条例（昭和50年長崎県条例第35号）第4条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第2条 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条、長崎県立少年自然の家条例第4条及び長崎県立青年の家条例第4条に規定する申請書は、長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々石少年自然の家、長崎県立世知原少年自然の家、長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家（以下「県立青少年教育施設」という。）指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>2 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第1号、長崎県立少年自然の家条例第4条第1号及び長崎県立青年の家条例第4条第1号に規定する事業計画書は、県立青少年教育施設に係る次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第2号、長崎県立少年自然の家条例第4条第2号及び長崎県立青年の家条例第4条第2号の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号）第4条、長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号）第4条、<u>長崎県立青年の家条例（昭和50年長崎県条例第35号）第4条及び長崎県立上五島海洋青少年の家条例（平成元年長崎県条例第35号）第4条</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第2条 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条、長崎県立少年自然の家条例第4条、<u>長崎県立青年の家条例第4条及び長崎県立上五島海洋青少年の家条例第4条</u>に規定する申請書は、長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々石少年自然の家、長崎県立世知原少年自然の家、長崎県立西彼青年の家、<u>長崎県立対馬青年の家及び長崎県立上五島海洋青少年の家</u>（以下「県立青少年教育施設」という。）指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>2 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第1号、長崎県立少年自然の家条例第4条第1号、<u>長崎県立青年の家条例第4条第1号及び長崎県立上五島海洋青少年の家条例第4条第1号</u>に規定する事業計画書は、県立青少年教育施設に係る次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第2号、長崎県立少年自然の家条例第4条第2号、<u>長崎県立青年の家条例第4条第2号及び長崎県立上五島海洋青少年の家条例第4条第2号</u>の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

様式第1号中「、長崎県立上五島海洋青少年の家条例第4条」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

報 告 事 項 (1)

各 課 共 通

件 名	平成31年2月定例県議会の概要について																				
概 要	<p>1. 日 程</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">会 期</td> <td style="width: 20%;">平成31年</td> <td style="width: 40%;">2月20日～平成31年</td> <td style="width: 30%;">3月15日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 質 問</td> <td>平成31年</td> <td>2月26日～平成31年</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予算総括質疑</td> <td>平成31年</td> <td>3月</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常任委員会</td> <td>平成31年</td> <td>3月</td> <td>5日～平成31年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3月 8日</td> </tr> </table> <p>2. 議 案 原案のとおり可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1号議案 (予算議案) 「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分 ・ 第57号議案 (予算議案) 「平成30年度長崎県一般会計補正予算 (第5号)」のうち関係部分 ・ 第72号議案 (予算議案) 「平成30年度長崎県一般会計補正予算 (第6号)」のうち関係部分 ・ 第18号議案 (条例議案) 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」 ・ 第30号議案 (条例議案) 「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」 ・ 第31号議案 (条例議案) 「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」 ・ 第32号議案 (条例議案) 「学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」 ・ 第33号議案 (条例議案) 「長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例」 ・ 第34号議案 (条例議案) 「長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例」 <p>3. 一般質問における主な質疑事項 (報告事項(1)資料 P1～7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待問題について (中村 和弥議員) 	会 期	平成31年	2月20日～平成31年	3月15日	一 般 質 問	平成31年	2月26日～平成31年	2月28日	予算総括質疑	平成31年	3月	4日	常任委員会	平成31年	3月	5日～平成31年				3月 8日
会 期	平成31年	2月20日～平成31年	3月15日																		
一 般 質 問	平成31年	2月26日～平成31年	2月28日																		
予算総括質疑	平成31年	3月	4日																		
常任委員会	平成31年	3月	5日～平成31年																		
			3月 8日																		

- ・ 県教職員の長時間労働の解消について（吉村 庄二議員）
- ・ 教育の情報化に向けた取り組みについて（浅田 眞澄美議員）
- ・ ふるさと教育について（高橋 勝幸議員）
- ・ 文化財の保存と観光資源としての活用について（吉村 洋議員）
- ・ 教室、職員室へのエアコン設置について（渡辺 敏勝議員）
- ・ 佐世保事件後の教育環境の現状について（久野 哲議員）
- ・ 教職員の喫煙について（久野 哲議員）

計 8 項目

4. 予算決算委員会「総括質疑」における質疑事項（報告事項(1)資料P8)

- ・ ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業について（松本 洋介委員）

1 項目

5. 予算決算委員会文教厚生分科会における主な質疑事項等

（報告事項（1）資料 P9～18）

- ・ スクールカウンセラーの配置状況について
- ・ 実習船運営費について
- ・ 障害のある子どもの医療サポート事業について
- ・ SNSを活用した教育相談体制の構築について
- ・ 障害者雇用について
- ・ 外国語教育強化事業費について
- ・ 校舎等整備費、設備整備費について
- ・ 体育施設費の予算減額について
- ・ ふるさと教育について
- ・ 長崎っ子を育む地域・家庭教育力向上推進事業について
- ・ 子ども読書活動推進事業費について
- ・ 離島留学について
- ・ 国際理解教育推進費について
- ・ 実習船運営費について
- ・ 競技力向上対策予算について

6. 文教厚生委員会における主な質疑事項等

(報告事項(1)資料 P19~31)

【議案外所管事項】

- ・ 図書ボランティアの研修について
- ・ ミライ on 図書館について
- ・ 国指定重要無形民俗文化財「大村の郡三踊」への支援について
- ・ キャリアサポートスタッフについて
- ・ 消費者教育について
- ・ 県立学校の空調にかかる経費について
- ・ いじめの認知件数、いじめ防止基本方針について
- ・ 「つながる長崎」について
- ・ 児童生徒の携行品に係る配慮について
- ・ 新規高校卒業者の就職状況について
- ・ 部活動指導員について
- ・ 運動部活動ガイドラインについて
- ・ 教員指導者の適正配置について
- ・ 学校図書館の充実について
- ・ 夜間中学について
- ・ 教職員住宅についての県の方針について
- ・ 「魅力あふれる児童生徒の美術作品展」の継続について
- ・ 離島等の小規模高校における普通教室の空調設置状況等について
- ・ 離島留学の専任職員について
- ・ 郷土資料センターの閲覧サービスについて
- ・ 学校給食無償化の要望について

報 告 事 項 (2)

県立学校改革推進室

件 名	第三期長崎県高校改革推進会議第5回会議について
概 要	<p>1 開催日 平成31年2月12日(火)</p> <p>2 会議内容</p> <ul style="list-style-type: none">・適正な学校規模の基準・適正配置の基準 <p>3 委員からの主な意見等</p> <p><u>○適正な学校規模の基準について</u></p> <ul style="list-style-type: none">・本来であれば4～8学級だと思いが、実態は4学級に満たないところが多く、「適正から外れている」と考えてしまう。実際4学級は、しまでは厳しいのではないかと。・与えられた環境のなかでできるだけ教育レベルを上げていくのは教育の基本であると思うので、3学級くらいまでは許されるのではないかと考える。・教員の配置基準においても4学級ないと専門性の高い先生を十分に配置できないということがある。社会性の涵養の面からも、生徒数が減ったとしても4学級を変える必要はないと思う。・弾力的な取扱いとしての±1学級を考えるのであれば、教員の配置状況からいっても4～8学級でいいと思う。・適正規模は、8学級でなくて10学級でも構わないと思う。今と同じようにすべての学校の学級数を少しずつ減らしていくと、進学校や専門高校のブランド力を維持することが非常に難しくなる時期がくると思う。 <p><u>○適正配置の基準について</u></p> <ul style="list-style-type: none">・特例地域については、現行の取扱いでいいのではないかと。交通の便が悪い地域は特例として考えるべきでないかと。・特例地域については、「しま地区」と「現状のまま」の両論が出ているが、特例地域の現状を考えると、基本的に「しま地区」と考える方向性がよいのではないかと。・しまの教育を考えるときに、どこまで維持するか考える必要がある。それでも長崎県は公教育として高校を維持し続けるかの判断をせざるを得ないと思う。特に一島一高校の場合は迫ってきていると思う。・一島一高校は存続させるべきだと思うので、例えば、1学年20名を下回ったら、地元の行政を巻き込んで必死に取り組んでいくべきだと思う。存続の条件については、一島一高校の場合については、必要ないのではと思う。

報 告 事 項 (3)

教育環境整備課

件 名	県内市町立幼稚園・小中学校の設置廃止等について																																																	
概 要	<p>平成31年度の市町立幼稚園、小中学校及び義務教育学校の設置廃止等は、下記のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">市 町 名</th> <th style="width: 30%;">学 校 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">幼稚園</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">廃 止</td> <td>大村市</td> <td style="text-align: center;">1園</td> </tr> <tr> <td>壱岐市</td> <td style="text-align: center;">1園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2園</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">小学校</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">設 置</td> <td>五島市</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">廃 止</td> <td>五島市</td> <td style="text-align: center;">3校</td> </tr> <tr> <td>雲仙市</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">4校</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">中学校</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">設 置</td> <td>長崎市</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td>東彼杵町</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2校</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">廃 止</td> <td>長崎市</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td>東彼杵町</td> <td style="text-align: center;">2校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">3校</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">復 校</td> <td>長崎市</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td>西海市</td> <td style="text-align: center;">1校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2校</td> </tr> </tbody> </table>			種 別	内 容	市 町 名	学 校 数	幼稚園	廃 止	大村市	1園	壱岐市	1園	計	2園	小学校	設 置	五島市	1校	計	1校	廃 止	五島市	3校	雲仙市	1校	計	4校	中学校	設 置	長崎市	1校	東彼杵町	1校	計	2校	廃 止	長崎市	1校	東彼杵町	2校	計	3校	復 校	長崎市	1校	西海市	1校	計	2校
種 別	内 容	市 町 名	学 校 数																																															
幼稚園	廃 止	大村市	1園																																															
		壱岐市	1園																																															
		計	2園																																															
小学校	設 置	五島市	1校																																															
		計	1校																																															
	廃 止	五島市	3校																																															
		雲仙市	1校																																															
		計	4校																																															
中学校	設 置	長崎市	1校																																															
		東彼杵町	1校																																															
		計	2校																																															
	廃 止	長崎市	1校																																															
		東彼杵町	2校																																															
		計	3校																																															
	復 校	長崎市	1校																																															
		西海市	1校																																															
計		2校																																																

市町立幼稚園・小中学校異動予定一覧

種別	内容	学校名	所在地	異動年月日	備考
幼稚園	(廃止：2園)				
	大村市	大村市立松原幼稚園	大村市松原本町17番地1	H31. 3. 31	
	壱岐市	壱岐市立石田幼稚園	壱岐市石田町石田西触1244番地	H31. 3. 31	幼保連携型認定こども園に移行
小中学校	(設置：1校)				
	五島市	五島市立玉之浦小学校(併)	五島市玉之浦町小川11130番地1	H31. 4. 1	統合新設(玉之浦小、平成小)
	(廃止：4校)				
	五島市	五島市立浜窪小学校	五島市三井楽町濱窪358番地1	H31. 3. 31	三井楽小学校に統合
	〃	五島市立玉之浦小学校	五島市玉之浦町玉之浦797番地4	H31. 3. 31	} (新) 玉之浦小学校として統合
	〃	五島市立平成小学校	五島市玉之浦町中須945番地	H31. 3. 31	
雲仙市	雲仙市立富津小学校	雲仙市小浜町富津3221番地	H31. 3. 31	小浜小学校に統合	
中学校	(設置：2校)				
	長崎市	長崎市立外海中学校	長崎市西出津町1633番地	H31. 4. 1	黒崎中を廃止し、新たに設置
	東彼杵町	東彼杵町立東彼杵中学校	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1666番地	H31. 4. 1	千綿中学校、彼杵中学校を統合し、新設
	(廃止：3校)				
	長崎市	長崎市立黒崎中学校	長崎市東出津町340番地	H31. 3. 31	(新) 外海中学校設置に伴い廃止
	東彼杵町	東彼杵町立千綿中学校	東彼杵郡東彼杵町平似田郷821番地1	H31. 3. 31	} (新) 東彼杵中学校として統合
	〃	東彼杵町立彼杵中学校	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1666番地	H31. 3. 31	
	(復校：2校)				
	長崎市	長崎市立池島中学校(併)	長崎市池島町1522番地	H31. 4. 1	
西海市	西海市立平島中学校(併)	西海市崎戸町平島734番地	H31. 4. 1		
育養学校教	(異動なし)				

報 告 事 項 (4)

高 校 教 育 課

件 名	平成31年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について 〔2月末現在 全日制・定時制 高校教育課調査〕																																																																																																																																																																												
概 要	1 就職内定状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">平成29年3月卒</th> <th style="width: 15%;">平成30年3月卒</th> <th style="width: 15%;">平成31年3月卒</th> <th style="width: 15%;">前年比増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 内 (%)</td> <td style="text-align: center;">99.5</td> <td style="text-align: center;">96.2</td> <td style="text-align: center;">98.1</td> <td style="text-align: center;">+1.9</td> </tr> <tr> <td>県 外 (%)</td> <td style="text-align: center;">96.2</td> <td style="text-align: center;">101.2</td> <td style="text-align: center;">99.4</td> <td style="text-align: center;">-1.8</td> </tr> <tr> <td>全 体 (%)</td> <td style="text-align: center;">98.2</td> <td style="text-align: center;">98.1</td> <td style="text-align: center;">98.6</td> <td style="text-align: center;">+0.5</td> </tr> <tr> <td>県内割合 (%)</td> <td style="text-align: center;">58.9</td> <td style="text-align: center;">60.0</td> <td style="text-align: center;">59.3</td> <td style="text-align: center;">-0.7</td> </tr> <tr> <td>県外割合 (%)</td> <td style="text-align: center;">41.1</td> <td style="text-align: center;">40.0</td> <td style="text-align: center;">40.7</td> <td style="text-align: center;">+0.7</td> </tr> <tr> <td>県内求人数 (人)</td> <td style="text-align: center;">4,609</td> <td style="text-align: center;">4,920</td> <td style="text-align: center;">長崎労働局未発表</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未内定者数 (人)</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">-16</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> ※文部科学省の調査で県内・県外希望者数は10月末で確定させるため、以後の内定率は100%を超えることがある ※県内求人数は、長崎労働局データ </p> <p style="margin-top: 10px;"> ○全体の就職内定率は、98.6%で、前年比0.5ポイント増加している。 ○県内割合は、59.3%で、前年比0.7ポイント減少している。 ○未内定者数は、38人で、前年比16人減少している。 </p>										項 目	平成29年3月卒	平成30年3月卒	平成31年3月卒	前年比増減	県 内 (%)	99.5	96.2	98.1	+1.9	県 外 (%)	96.2	101.2	99.4	-1.8	全 体 (%)	98.2	98.1	98.6	+0.5	県内割合 (%)	58.9	60.0	59.3	-0.7	県外割合 (%)	41.1	40.0	40.7	+0.7	県内求人数 (人)	4,609	4,920	長崎労働局未発表	-	未内定者数 (人)	54	54	38	-16																																																																																																																											
項 目	平成29年3月卒	平成30年3月卒	平成31年3月卒	前年比増減																																																																																																																																																																									
県 内 (%)	99.5	96.2	98.1	+1.9																																																																																																																																																																									
県 外 (%)	96.2	101.2	99.4	-1.8																																																																																																																																																																									
全 体 (%)	98.2	98.1	98.6	+0.5																																																																																																																																																																									
県内割合 (%)	58.9	60.0	59.3	-0.7																																																																																																																																																																									
県外割合 (%)	41.1	40.0	40.7	+0.7																																																																																																																																																																									
県内求人数 (人)	4,609	4,920	長崎労働局未発表	-																																																																																																																																																																									
未内定者数 (人)	54	54	38	-16																																																																																																																																																																									
	2 学科別就職内定状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">学科名</th> <th colspan="3" style="width: 22.5%;">県内</th> <th colspan="3" style="width: 22.5%;">県外</th> <th colspan="3" style="width: 22.5%;">合計</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">県内割合</th> </tr> <tr> <th style="font-size: x-small;">希望者</th> <th style="font-size: x-small;">内定者</th> <th style="font-size: x-small;">内定率</th> <th style="font-size: x-small;">希望者</th> <th style="font-size: x-small;">内定者</th> <th style="font-size: x-small;">内定率</th> <th style="font-size: x-small;">希望者</th> <th style="font-size: x-small;">内定者</th> <th style="font-size: x-small;">内定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td style="text-align: center;">314</td> <td style="text-align: center;">299</td> <td style="text-align: center;">95.2</td> <td style="text-align: center;">162</td> <td style="text-align: center;">160</td> <td style="text-align: center;">98.8</td> <td style="text-align: center;">476</td> <td style="text-align: center;">459</td> <td style="text-align: center;">96.4</td> <td style="text-align: center;">65.1%</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td style="text-align: center;">216</td> <td style="text-align: center;">213</td> <td style="text-align: center;">98.6</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">330</td> <td style="text-align: center;">327</td> <td style="text-align: center;">99.1</td> <td style="text-align: center;">65.1%</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td style="text-align: center;">463</td> <td style="text-align: center;">463</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">570</td> <td style="text-align: center;">567</td> <td style="text-align: center;">99.5</td> <td style="text-align: center;">1,033</td> <td style="text-align: center;">1,030</td> <td style="text-align: center;">99.7</td> <td style="text-align: center;">45.0%</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td style="text-align: center;">317</td> <td style="text-align: center;">313</td> <td style="text-align: center;">98.7</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">122</td> <td style="text-align: center;">99.2</td> <td style="text-align: center;">440</td> <td style="text-align: center;">435</td> <td style="text-align: center;">98.9</td> <td style="text-align: center;">72.0%</td> </tr> <tr> <td>水産</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">95.2</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">77</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">97.4</td> <td style="text-align: center;">53.3%</td> </tr> <tr> <td>家庭</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">50.0%</td> </tr> <tr> <td>看護</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> <td style="text-align: center;">58.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">88.9</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">133.3</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">95.2</td> <td style="text-align: center;">80.0%</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">256</td> <td style="text-align: center;">98.5</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td style="text-align: center;">97.9</td> <td style="text-align: center;">357</td> <td style="text-align: center;">351</td> <td style="text-align: center;">98.3</td> <td style="text-align: center;">72.9%</td> </tr> <tr> <td>合計(a)</td> <td style="text-align: center;">1,647</td> <td style="text-align: center;">1,616</td> <td style="text-align: center;">98.1</td> <td style="text-align: center;">1,117</td> <td style="text-align: center;">1,110</td> <td style="text-align: center;">99.4</td> <td style="text-align: center;">2,764</td> <td style="text-align: center;">2,726</td> <td style="text-align: center;">98.6</td> <td style="text-align: center;">59.3%</td> </tr> <tr> <td>前年同期計(b)</td> <td style="text-align: center;">1,771</td> <td style="text-align: center;">1,703</td> <td style="text-align: center;">96.2</td> <td style="text-align: center;">1,122</td> <td style="text-align: center;">1,136</td> <td style="text-align: center;">101.2</td> <td style="text-align: center;">2,893</td> <td style="text-align: center;">2,839</td> <td style="text-align: center;">98.1</td> <td style="text-align: center;">60.0%</td> </tr> <tr> <td>前年比(a-b)</td> <td style="text-align: center;">-124</td> <td style="text-align: center;">-87</td> <td style="text-align: center;">1.9</td> <td style="text-align: center;">-5</td> <td style="text-align: center;">-26</td> <td style="text-align: center;">-1.8</td> <td style="text-align: center;">-129</td> <td style="text-align: center;">-113</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">-0.7</td> </tr> </tbody> </table>										学科名	県内			県外			合計			県内割合	希望者	内定者	内定率	希望者	内定者	内定率	希望者	内定者	内定率	普通	314	299	95.2	162	160	98.8	476	459	96.4	65.1%	農業	216	213	98.6	114	114	100.0	330	327	99.1	65.1%	工業	463	463	100.0	570	567	99.5	1,033	1,030	99.7	45.0%	商業	317	313	98.7	123	122	99.2	440	435	98.9	72.0%	水産	42	40	95.2	35	35	100.0	77	75	97.4	53.3%	家庭	6	6	100.0	6	6	100.0	12	12	100.0	50.0%	看護	1	0	0.0	0	0	-	1	0	0.0	-	情報	10	10	100.0	7	7	100.0	17	17	100.0	58.8%	その他	18	16	88.9	3	4	133.3	21	20	95.2	80.0%	総合	260	256	98.5	97	95	97.9	357	351	98.3	72.9%	合計(a)	1,647	1,616	98.1	1,117	1,110	99.4	2,764	2,726	98.6	59.3%	前年同期計(b)	1,771	1,703	96.2	1,122	1,136	101.2	2,893	2,839	98.1	60.0%	前年比(a-b)	-124	-87	1.9	-5	-26	-1.8	-129	-113	0.5	-0.7
学科名	県内			県外			合計			県内割合																																																																																																																																																																			
	希望者	内定者	内定率	希望者	内定者	内定率	希望者	内定者	内定率																																																																																																																																																																				
普通	314	299	95.2	162	160	98.8	476	459	96.4	65.1%																																																																																																																																																																			
農業	216	213	98.6	114	114	100.0	330	327	99.1	65.1%																																																																																																																																																																			
工業	463	463	100.0	570	567	99.5	1,033	1,030	99.7	45.0%																																																																																																																																																																			
商業	317	313	98.7	123	122	99.2	440	435	98.9	72.0%																																																																																																																																																																			
水産	42	40	95.2	35	35	100.0	77	75	97.4	53.3%																																																																																																																																																																			
家庭	6	6	100.0	6	6	100.0	12	12	100.0	50.0%																																																																																																																																																																			
看護	1	0	0.0	0	0	-	1	0	0.0	-																																																																																																																																																																			
情報	10	10	100.0	7	7	100.0	17	17	100.0	58.8%																																																																																																																																																																			
その他	18	16	88.9	3	4	133.3	21	20	95.2	80.0%																																																																																																																																																																			
総合	260	256	98.5	97	95	97.9	357	351	98.3	72.9%																																																																																																																																																																			
合計(a)	1,647	1,616	98.1	1,117	1,110	99.4	2,764	2,726	98.6	59.3%																																																																																																																																																																			
前年同期計(b)	1,771	1,703	96.2	1,122	1,136	101.2	2,893	2,839	98.1	60.0%																																																																																																																																																																			
前年比(a-b)	-124	-87	1.9	-5	-26	-1.8	-129	-113	0.5	-0.7																																																																																																																																																																			

報 告 事 項 (5)

高 校 教 育 課

件 名	e-ポートフォリオの実証研究校の指定について
概 要	<p>1 目 的 大学入試改革、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現などの高大接続改革により、高等学校教育が大きく変化しようとする中、高等学校が e-ポートフォリオ*を活用することにより、課題解決型学習の実現、多面的評価等の新たな時代に対応できる生徒を育成するための主体的な学びのあり方等を研究し、その効果を検証する。</p> <p>2 指定校 県立高等学校 10 校程度 ※各学校から提出された「実施計画書」等により、県教育委員会が研究校を指定する。</p> <p>3 指定期間 平成 31 (2 0 1 9) 年度～ 2 0 2 1 年度</p> <p>4 研究対象となるサービス 「JAPAN e-Portfolio」や「Classi」、「まなBOX」、「スタディサプリ」等のe-ポートフォリオ機能を有した有料サービス</p> <p>5 検証経過及び検証結果の報告 研究指定を受けた学校は、毎年 1 2 月末までに検証経過を県教委に報告する。ただし、最終年度は 2 月末までに最終検証結果を県教委に報告する。</p> <p>6 研究費 研究を行う学校が負担する。</p> <p>※ e-ポートフォリオとは、学生の「学び」の記録を電子化し、教員と共有することで進学や就職に活用するもの。</p>

報 告 事 項 (6)

高校教育課・義務教育課

件 名	平成32年度長崎県公立学校教員採用選考試験について
概 要	<p>1 試験期日・場所・内容</p> <p>(1) 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：平成31年7月14日（日曜日）・場 所：県立長崎西高等学校、県立長崎工業高等学校・内 容：筆記試験（教職・一般教養、専門教科科目） 実技適性試験（該当校種・教科科目のみ） <p>(2) 第2次試験A日程</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：平成31年8月16日（金曜日）・場 所：県教育センター、県立大村城南高等学校・内 容：適性検査、小論文、実技適性試験（詳細は実施要項に記載） <p>(3) 第2次試験B日程</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：平成31年8月25日（日曜日）から9月6日（金曜日）のうち1日または2日を指定して実施する。・場 所：県教育センター等（調整中）・内 容：個人面接、教壇における課題面接、実技適性試験（詳細は実施要項に記載） <p>2 実施要項等交付</p> <p>(1) 開 始 日：平成31年5月9日（木曜日）（予定）</p> <p>(2) 入手方法：高校教育課のホームページからダウンロードして入手する。</p> <p><u>※平成32年度長崎県公立学校教員採用選考試験の試験日程等の概要及び変更点については、3月下旬以降に高校教育課のホームページで公表し、志願者に周知を図る。</u></p> <p>3 出願手続</p> <p>(1) 出願方法：原則としてインターネットを利用した電子申請で出願する。</p> <p>(2) 出願期間：平成31年5月13日（月曜日）午前10時から5月24日（金曜日）午後5時まで（予定）</p>

4 平成32年度長崎県公立学校教員採用選考試験の変更点について

(1) 障害者特別採用選考に係る事項について

- ・早期の法定雇用率達成と障害者雇用の円滑な推進を図る。

《変更前》	《変更後》
<p><障害者特別採用選考枠> 一般志願者の内数として採用予定者数(若干名)を設けて選考し、必要に応じた免除・配慮を行う。</p> <p><受験資格要件> 自力で通勤が可能であり、かつ介助を要せずに職務遂行が可能な者</p> <p><受験の対象となる障害種> 身体障害者</p> <p><年齢制限> 一般志願と同じ49歳以下(高等学校の一部は59歳以下)</p>	<p><障害者特別採用選考枠> 一般志願者の<u>外数として具体的に採用予定者数を設けて</u>選考し、必要に応じて免除・配慮を行う。また、<u>試験における点字、拡大文字、手話通訳者等の準備など、配慮可能な事項を要項等に具体的に明記する。</u></p> <p><受験資格要件> 教員としての職務遂行が可能な者</p> <p><受験の対象となる障害種> 身体障害者、<u>精神障害者、知的障害者</u></p> <p><年齢制限> <u>59歳以下</u></p>

(2) 離島教育特別枠選考について

- ・離島における教育の一層の充実のため、地域に根ざし、離島教育に対する熱意と識見を持った、優秀な人材を採用する。

《新規追加事項》
<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校教諭 (小学校教諭普通免許状を有する者、又は平成32年3月31日までに取得見込みの者。) <p><申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採用から10年連続して、原則離島同一市町に勤務できる者とする。 (離島市町とは、対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町) <p><申請手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請の際に「小学校教諭(離島教育特別枠)申請書」を添付書類として出願すること。

(3) 第1次試験教職・一般教養、専門及び第2次試験小論文の配点・時間等について

- ・問題数を2割程度削減し、併せて試験時間、配点及び内容を見直すことで、試験問題の質の向上を図り、選抜性の高い問題に改善する。

《変更前》	《変更後》
<p><教職・一般教養> 100点満点(50分)</p> <p><専門(実技教科以外)> 200点満点(90分)</p> <p><専門(実技教科:中高音・美・体)> 100点(50分)</p> <p>※実技点数:中音美体150点 高音美体200点</p> <p><加点> 1項目5点、最大10点</p> <p><小論文> 900字、70分</p>	<p><教職・一般教養> <u>50点満点(50分)</u></p> <p><専門(実技教科以外)> <u>100点満点(80分)</u></p> <p><専門(実技教科:中高音・美・体)> <u>50点(50分)</u></p> <p>※<u>実技点数は現行の1/2とする</u></p> <p><加点> 1項目<u>3点</u>、最大<u>6点</u></p> <p><小論文> <u>800字</u>、<u>60分</u></p>

(4) 第1次試験における加点要件について

- ・視覚障害教育及び聴覚障害教育の領域の取得を促すことで、免許保有率の向上を図る。

《変更前》	《変更後》
<p>特別支援学校志願者のうち、視覚障害又は聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者に加点。</p>	<p>特別支援学校志願者のうち、視覚障害又は聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者に加点。 <u>なお、両方を有する者はそれぞれに加点。</u></p>

- ・義務教育学校の設立や地域の実情に応じた小中一貫教育の推進を図るために、小学校及び中学校の両方の免許取得を促す。

《新規追加事項》

小学校及び中学校志願者のうち、小学校、中学校両方の免許を取得している者。

(5) 中学校志願者の小学校第2志望について

- ・専門的な教科指導力を有する小学校教諭を採用することによって、児童の学力向上及び教職員の教科指導力の向上を図る。

《新規追加事項》

<対象者>

○ 小学校教諭

(中学校教諭普通免許状と小学校教諭普通免許状の両方を有する者、又は平成32年3月31日までに取得見込みの者。)

<選考>

- ① 第1次試験は、教職・一般教養、専門教科(出願した中学校教科)を受験し、小学校の専門教科は受験しない。
- ② 中学校第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象者とする。(実技適性試験は免除とする。)
- ③ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校の第2次試験合格とする。

(6) 小学校志願者の他自治体本務者に対する第2次試験の県外実施について

- ・小学校教員としてより多くの即戦力となる人材を確保し、他自治体本務教員等のU・Iターンを推進する。

《新規追加事項》

<対象者>

○ 小学校教諭本免対象者

(平成31年4月1日時点において、他自治体の国公立学校本務教員で、受験する校種、教科・科目と同一の本務教員経験を2年以上有している者。)

<実施方法について>

- ① 県外(関東)会場で実施予定。
※小学校本免申請者は、出願に当たって事前に県内(長崎)受験・県外(関東)受験を申請時に選択すること。(重複しての受験はできない)
- ② 県外(関東)受験の会場及び実施日は、6月中旬までにホームページに掲載し、受験票で指定する。
※一般試験と別の時期(11月頃)に実施予定。

報 告 事 項 (7)

特別支援教育課

件 名	特別支援学校キャリア検定の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
概 要	<p>1 第2回特別支援学校キャリア検定</p> <p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日時 平成31年2月21日(木) ○場所 シーハットおおむら サブアリーナ ○対象 県内の知的障害特別支援学校に在籍する高等部1・2年生 ※3年生は平成30年7月18日に実施済み ○種目 清掃4種目(テーブル拭き、自在ぼうき、モップ、ダスタークロス) <p>(2) 受検者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">学校名</th> <th colspan="3" rowspan="2">参加生徒数</th> <th colspan="12">種 目</th> </tr> <tr> <th colspan="3">テーブル拭き</th> <th colspan="3">自在ぼうき</th> <th colspan="3">モップ</th> <th colspan="3">ダスタークロス</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>計</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>計</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>計</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>計</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>盲学校</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>佐世保特別支援学校</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>36</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>島原特別支援学校</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>虹の原特別支援学校</td> <td>20</td> <td>32</td> <td>52</td> <td>13</td> <td>22</td> <td>35</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鶴南特別支援学校</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鶴南特別支援学校時津分校</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>希望が丘高等特別支援学校</td> <td>32</td> <td>29</td> <td>61</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>川棚特別支援学校</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>114</td> <td>116</td> <td>230</td> <td>74</td> <td>50</td> <td>124</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>44</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>7</td> <td>25</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td colspan="5">参加者数に対する各種目割合</td> <td colspan="3">53.9%</td> <td colspan="3">19.1%</td> <td colspan="3">13.0%</td> <td colspan="3">13.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一人1種目受検</p> <p>(3) 認定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種目合計</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> <th>10級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テーブル拭き</td> <td>124</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>自在ぼうき</td> <td>44</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>モップ</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダスタークロス</td> <td>32</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td>230</td> <td>17</td> <td>29</td> <td>44</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>割 合</td> <td></td> <td>7.4%</td> <td>12.6%</td> <td>19.1%</td> <td>13.5%</td> <td>10.4%</td> <td>11.3%</td> <td>12.2%</td> <td>4.8%</td> <td>5.2%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">39.1%</td> <td colspan="3">35.2%</td> <td colspan="3">25.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		学校名	参加生徒数			種 目												テーブル拭き			自在ぼうき			モップ			ダスタークロス			1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1	盲学校	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	佐世保特別支援学校	16	20	36	13	7	20	3	5	8	0	4	4	0	4	4	4	3	島原特別支援学校	15	12	27	10	0	10	5	0	5	0	8	8	0	4	4	4	4	虹の原特別支援学校	20	32	52	13	22	35	5	4	9	1	2	3	1	4	5	5	5	鶴南特別支援学校	5	7	12	2	1	3	1	1	2	1	3	4	1	2	3	3	6	鶴南特別支援学校時津分校	12	5	17	9	5	14	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	7	希望が丘高等特別支援学校	32	29	61	23	12	35	3	6	9	3	2	5	3	9	12	12	8	川棚特別支援学校	14	10	24	4	2	6	3	5	8	5	1	6	2	2	4	4	合 計		114	116	230	74	50	124	23	21	44	10	20	30	7	25	32	32	参加者数に対する各種目割合					53.9%			19.1%			13.0%			13.9%				種目合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	テーブル拭き	124	9	19	24	10	9	10	16	8	12	7	自在ぼうき	44	4	3	9	10	8	4	5	1	0	0	モップ	30	0	1	6	5	5	8	4	0	0	1	ダスタークロス	32	4	6	5	6	2	4	3	2	0	0	総 計	230	17	29	44	31	24	26	28	11	12	8	割 合		7.4%	12.6%	19.1%	13.5%	10.4%	11.3%	12.2%	4.8%	5.2%	3.5%			39.1%			35.2%			25.7%			
	学校名						参加生徒数			種 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				テーブル拭き						自在ぼうき			モップ			ダスタークロス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	盲学校	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	佐世保特別支援学校	16	20	36	13	7	20	3	5	8	0	4	4	0	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	島原特別支援学校	15	12	27	10	0	10	5	0	5	0	8	8	0	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	虹の原特別支援学校	20	32	52	13	22	35	5	4	9	1	2	3	1	4	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	鶴南特別支援学校	5	7	12	2	1	3	1	1	2	1	3	4	1	2	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	鶴南特別支援学校時津分校	12	5	17	9	5	14	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	希望が丘高等特別支援学校	32	29	61	23	12	35	3	6	9	3	2	5	3	9	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	川棚特別支援学校	14	10	24	4	2	6	3	5	8	5	1	6	2	2	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
合 計		114	116	230	74	50	124	23	21	44	10	20	30	7	25	32	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
参加者数に対する各種目割合					53.9%			19.1%			13.0%			13.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	種目合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
テーブル拭き	124	9	19	24	10	9	10	16	8	12	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
自在ぼうき	44	4	3	9	10	8	4	5	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
モップ	30	0	1	6	5	5	8	4	0	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ダスタークロス	32	4	6	5	6	2	4	3	2	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
総 計	230	17	29	44	31	24	26	28	11	12	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
割 合		7.4%	12.6%	19.1%	13.5%	10.4%	11.3%	12.2%	4.8%	5.2%	3.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		39.1%			35.2%			25.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

2 しま地区における特別支援学校キャリア検定

(1) 概要

- 日時 対馬地区：平成30年11月30日（金）
 壱岐地区：平成30年12月14日（金）
- 場所 対馬地区：厳原地区公民館
 壱岐地区：壱岐の島ホール
- 対象 壱岐・対馬地区知的障害特別支援学校に在籍する高等部生徒
- 種目 清掃4種目（テーブル拭き、自在ぼうき、モップ、ダスタークロス）

(2) 受検者数

○対馬地区

学校名	学年	実参加者数	テーブル拭き	自在ぼうき	延べ参加者数
虹の原特支高等部対馬分教室	1年	2	2	0	2
	2年	1	1	0	1
	3年	3	3	3	6
総計		6	6	3	9
実参加者数に対する各種目割合			100.0%	50.0%	

- ・一人1～2種目受検

○壱岐地区

学校名	学年	実参加者数	テーブル拭き	自在ぼうき	延べ参加者数
虹の原特支壱岐分校	1年	3	2	1	3
	2年	9	7	3	10
	3年	7	5	2	7
総計		19	14	6	20
実参加者数に対する各種目割合			73.7%	31.6%	

- ・一人1～2種目受検

(3) 認定結果

○対馬地区

種目	種目合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
テーブル拭き	6	0	0	0	1	3	1	0	0	1	0
自在ぼうき	3	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0
総計	9	0	0	0	3	3	2	0	0	1	0
割合		0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	22.3%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
		0.0%			88.9%			11.1%			

○壹岐地区

種目	種目合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
テーブル拭き	14	0	3	2	1	3	0	1	1	1	2
自在ぼうき	6	0	2	2	0	1	0	1	0	0	0
総計	20	0	5	4	1	4	0	2	1	1	2
割合		0.0%	25.0%	20.0%	5.0%	20.0%	0.0%	10.0%	5.0%	5.0%	10.0%
		45.0%			25.0%			30.0%			

(4) 検定の様子

○テーブル拭き試技の様子 (対馬地区)



○級位認定の様子 (壹岐地区)



報 告 事 項 (8)

生涯学習課

件 名	第 3 5 期 第 2 回 長 崎 県 社 会 教 育 委 員 の 会 議 結 果 に つ い て
概 要	<p>1 開催日 平成 3 1 年 2 月 1 5 日 (金)</p> <p>2 出席者 社会教育委員 1 4 名 (欠席 2 名) 生涯学習課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、 政策企画課、地域づくり推進課、若者定着課</p> <p>3 会次第</p> <p>(1) 開会 (2) 委員長挨拶 (3) 生涯学習課長挨拶 (4) 委員会議事 ・ 2 0 1 9 年 度 補 助 金 に つ い て (5) その他協議事項 ・ 「教育委員と社会教育委員との意見交換会」報告 ・ 実施状況報告 (人材育成に係る各種研修会等、県庁内連携状況) 及び意見交換 ・ 2 0 1 9 年 度 の ふ る さ と 教 育 に 関 連 す る 主 な 事 業 に つ い て (6) 閉会</p> <p>4 協議内容 (概要)</p> <p>○ 法に基づく社会教育関係団体への補助金に対する意見聴取と人材育成に係る研修会及び関係各課との連携状況、来年度のふるさと教育関係の新規事業について説明・協議した。</p> <p>< 主な協議内容 ></p> <p>○ 各委員からは、以下のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育の要である公民館の力が弱くなっているところも感じる。小さな拠点をもっと力づけるため、公民館大会などで社会教育力を高めていくことが必要だと思う。 ・ 小中高校生が学んで地域に出て、地域とつながっていくことは、地域を元気づけていると実感した。 ・ 事業は、そのねらいが実質化されるように展開してほしい。いろいろな人や組織とつながって具体的に動かしてほしい。

報 告 事 項 (9)

長崎図書館

件 名	平成30年度第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について
概 要	<p>1 開催日 平成31年2月28日(木)</p> <p>2 場 所 長崎県教育センター</p> <p>3 出席者 長崎県立長崎図書館協議会委員8名(2名欠席) 新県立図書館整備室長、館長、副館長、各課長等</p> <p>4 会次第 (1) 開会 (2) 協議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度主要事業実施状況について ・県立長崎図書館の休館及び休館関連事業等について ・新図書館の動きについて ・平成31年度ミライオン図書館事業計画(案)について ・「利用者の声」への対応状況(報告)について ・その他 <p>(3) 閉会</p> <p>5 概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度主要事業の平成31年1月末現在における進捗状況の報告 ○休館中のサービス、休館関連事業についての説明 ○ミライオン図書館、郷土資料センターの動きについて説明 ○平成31年度に計画している事業計画(案)概要の説明 ○利用者から投稿された「利用者の声」に対する回答及び対応状況の報告 <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立と大村市立が一緒になることで、両図書館の協議会のあり方についても検討してほしい。 ・課題解決支援サービスは大切であるが、内容が多岐にわたり、それぞれ専門的であるので、一人の職員の負担が大きくなるようにして欲しい。

概 要

- ・新しい図書館に人が集まるように、広報に努めてほしい。

※参考

図書館協議会（根拠法令：図書館法第14条）

図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う

図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関